

監査結果に係る措置状況報告書

(平成27年12月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第11号

平成27年12月10日

東大阪市監査委員

柴田敏彦

同

牧直樹

同

西田和彦

同

鳥居善太郎

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地方自治法第199条第12項及び東大阪市監査事務処理規程第29条第1項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により次のとおり公表します。

目 次

花園ラグビー ワールドカップ 2 0 1 9 推進室	1
建設局建築部	2
福祉部	5
健 康 部	8
上下水道局 水道総務部	10
上下水道局 水道施設部	13
学校園	14

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

平成27年10月16日

3. 監査結果に関する報告

平成25年8月26日監報第2号 監査結果報告書

4. 監査の対象

花園ラグビーワールドカップ2019推進室所管事務

○ 検討又は改善を要する事項（1項目）

所 管 課	花園ラグビーワールドカップ2019推進室
表 題	契約事務について
1	契約事務で、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。 (1) 委託契約期間満了前に提出された請求書に基づき、請求日と同日に支出命令を行っているもの。 (2) 委託契約締結起案に随意契約理由が明記されていないもの。
措置内容 (措置済)	(1) ご指摘を踏まえ、委託契約期間満了後に支払い業務を行っております。 (2) ご指摘を踏まえ、随意契約を行う際は、起案に随意契約理由を明記しております。

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

平成27年10月26日

3. 監査結果に関する報告

平成25年8月26日監報第5号 監査結果報告書

4. 監査の対象

建設局建築部所管事務

○ 検討又は改善を要する事項（5項目）

所 管 課	住宅政策課
表 題	市営住宅使用料(家賃)の収入未済金について
1	<p>当課所管の市営住宅使用料(家賃)に係る収入未済金は、平成25年5月31日現在61,909,635円となっている。</p> <p>家賃滞納者の状況は、多額の家賃を滞納し続けている者、住宅からすでに退去しているが多額の家賃を滞納したままになっている者、すでに死亡している者、生活保護法による住宅扶助を受けながら家賃を滞納している者等である。</p> <p>滞納者に対しては自主的な退去指導も含め、文書催告や納付指導を実施しているが、負担の公平性を図るために、よりきめ細かな納付指導を進める等、なお一層の回収努力をされたい。</p>
措置内容 (改善中)	<p>市営住宅使用料の収入未済金につきましては、滞納者宅の訪問や呼び出しての面談等で納付指導を実施しております。指導方法といたしましては誓約書による分割納付などで、早期回収に努めております。それでも返済が困難な入居者については自主退去を求めております。</p> <p>生活保護受給者につきましては、住宅扶助費が満額支給されている世帯に、平成24年度より代理納付を積極的に導入し、収入未済金が増えないようにした結果、平成25年度の収納率は97.3%と前年度並みの水準を維持することが出来ました。それ以外の生活保護受給者につきましては、福祉部局と連携して分割納付指導により2~3ヶ月に一度、現年度分と過年度分を合わせて納付させております。</p> <p>その他の滞納者につきましては、退去後に所在不明等で連絡が取れない者や、死亡している者については親族に請求をしておりますが、支払能力がないことから回収には至っておりません。これらの内、「東大阪市債権の管理に関する条例」の規定に該当する者につきましては、平成24年度及び平成25年度に一部不納欠損を行いました。</p> <p>また、入居中の悪質な滞納者につきましては、平成25年度に1件の明渡訴訟を実施いたしました。今後もきめ細かな納付指導を進めながら回収に努め、応じない場合は明渡訴訟を実施してまいります。</p>

所管課	住宅政策課
表題	市営住宅に入居する高額所得者について
2	<p>市営住宅条例第31条では、高額所得者に対し、期限を定めて、明渡しを請求することができると規定されている。これは本来、公営住宅が入居対象とする住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、より多くの入居の機会を与えるために設けられたものである。</p> <p>高額所得者の認定基準は、公営住宅に引き続き5年以上入居している者で、最近2年間引き続き収入月額が313,000円（平成21年3月31日以前に入居している者については397,000円）を超える高額の収入のある者とされており、平成25年3月31日現在、高額所得者は9人となっている。</p> <p>平成22年度の定期監査でも指摘しているが、条例第31条に基づき、明渡し請求を検討されたい。</p>
措置内容 (改善中)	<p>市営住宅に入居する高額所得者につきましては、高額所得者認定通知書により市営住宅を明渡さなければならないことを通知しておりますが、明渡請求には至っておりません。しかし、自主的な明渡しを促すために、大阪府住宅供給公社やUR賃貸等の公的住宅の資料を高額所得者に対して送付し斡旋に努めております。また、面談や電話による指導も行っております。</p> <p>今後も、個々の状況をより一層把握して、自主的な退去につながるように明渡義務について指導してまいります。</p>

所管課	住宅改良室
表題	市営住宅使用料(家賃)の収入未済金について
3	<p>当室所管の市営住宅使用料(家賃)に係る収入未済金は、平成25年5月31日現在423,527,044円となっている。</p> <p>家賃滞納者に対しては、督促状の発送、電話による督促及び戸別訪問による納付指導を行い、更に明渡請求訴訟などの法的措置を執っているものの、滞納額は依然高額となっている。</p> <p>居住者の公平性の観点からも滞納家賃の早期回収を図るとともに、新たな未納額発生の抑制になお一層努力されたい。</p>
措置内容 (改善中)	<p>市営住宅使用料の滞納整理につきましては、引き続き年4回の各戸訪問指導を実施し納付催促を行なっております。平成24年度から生活保護世帯の代理納付の適用を行い、平成26年度より、郵便局、コンビニからの収納や平成27年度から銀行口座振替による家賃の収納を行なっております。</p> <p>その他の滞納者で行方不明で連絡の取れない者や死亡者などについては親族に連絡を取り滞納使用料の請求を行なっており、家賃の回収の見込の無い者については債権の管理に関する条例に基づき不納欠損処理を行なっており、平成26年度は、29,294,900円の不納欠損を行なっております。</p> <p>悪質な長期滞納者についても自主退去を求め、応じない滞納者には明渡訴訟を提起しております。今後もより一層の納付指導を行ない、滞納家賃の早期回収に努めてまいります。</p>

所管課	住宅改良室
表題	駐車場管理業務について
4	<p>市営住宅条例第50条で駐車場の使用について定め、同条例施行規則及び市営住宅駐車場管理要綱により、その細目を規定し管理を行っている。</p> <p>駐車場のうち、ロボットゲート設置の駐車場については、リモートコントロールにより開閉が行われるため、ゲートを開閉する機器を使用者に貸し出し、機器の保証金名目で1万円を徴収している。</p> <p>この保証金については、市営住宅の指定管理者である（株）東大阪住宅公社が市営住宅指定管理者管理業務仕様書に基づく業務として、「リモコン機器に係る保証金の保管」をしている。</p> <p>ところで、保証金の額や盗難・紛失した場合の保証金の取扱いなど、この機器に関することが規定されていない。</p> <p>規則等の整備を行い、適正な取扱いをされたい。</p>
措置内容 (検討中)	<p>リモコン機器の保証金などについては、市営住宅の指定管理者である（株）東大阪住宅公社が駐車場管理業務の一環として業務を行っております。保証金の金額については機器価格の同額程度としており、盗難や紛失の場合の取り扱いについては検討しておりますが、規則等の整備までに至っておりません。</p> <p>今後、（株）東大阪住宅公社と協議を重ね規則等の整備を早急に行い適正に業務執行してまいります。</p>

所管課	開発指導課
表題	委員等の委嘱事務について
5	<p>市長が委嘱しているにもかかわらず、都市計画法第78条の規定による開発審査会委員、及び建築物等紛争調整制度要綱の規定による建築物等紛争調整員の委嘱に係る起案が、部長決裁となっていた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (措置済)	<p>都市計画法第78条の規定による開発審査会委員、及び建築物等紛争調整制度要綱の規定による建築物等紛争調整員の委嘱につきましては平成27年4月1日付で市長決裁にて起案し、委嘱を行っております。</p>

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

平成27年11月2日

3. 監査結果に関する報告

平成26年2月10日監報第10号・監査結果報告書

4. 監査の対象

福祉部所管事務

○ 検討又は改善を要する事項（4項目）

所管課	高齢介護課	地域包括ケア推進課
表題	契約事務について	
1	<p>契約事務で、以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>(1) 委託料の支払で、契約書に定められている支払期日より遅延しているもの。</p> <p>(2) 実績報告書の提出が遅延しているもの。</p> <p>(3) 契約書で定められている精算書が提出されていないもの。</p>	<p>契約事務で、以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>(1) 委託料の支払で、契約書に定められている支払期日より遅延しているもの。</p>
措置内容 (一部措置済)	<p>(1) 委託料の支払いについて、実務に合わせた支払い期日を設定し、契約書どおり支払いを行えるよう努めてまいります。</p> <p>(2) 強く指導をしてきたところではございますが、平成27年度についても若干の遅れが見られました。引き続き定められた期日までに実績報告書を提出するよう指導してまいります。</p> <p>(3) 平成25年度分より実績報告時に精算書も提出されております。</p>	<p>(1) 平成27年度より契約書どおり適正に事務処理を行っております。</p>

所管課	高齢介護課
表題	行政財産の目的外使用に係る実費負担分の算出について
2	<p>五条老人センターに飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置を許可している。</p> <p>ところで、自動販売機に係る電気料金の実費負担額の算出において、誤った料金単価を適用し積算しているものが見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (措置済)	自動販売機に係る電気料金の実費負担額については、平成26年度分より適正な料金算出にて設置事業者から徴収しております。

所管課	高齢介護課長瀬老人センター
表題	出納員事務について
3	<p>(1) 当センターでは、老人福祉法第20条の2の2に規定する便宜の供与に関する事業を行っており、この事業に係る利用を行う者は、通所介護サービス費、介護予防通所介護サービス費及び利用料を納付しなければならないと、市立老人センター条例で定められている。</p> <p>ところで、これらのサービス費や利用料については、館長が出納員として収納しているが、財務規則第69条第2項別表3に定める出納員の分掌事務では、「所管に属する通所介護サービス費の収納事務」と定められており、介護予防通所介護サービス費及び利用料は含まれていない。</p> <p>出納員の分掌事務について、規則との整合性を図られたい。</p> <p>(2) 出納員が収納した通所介護サービス費で、市への払込みの納付者名が出納員名でなく当該サービス利用者名となっているものが見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (一部措置済)	<p>(1) 27年度末で長瀬老人センターが通所介護事業から撤退するのに伴い、関係部局と協議を行い、それまでは「通所介護サービス費」に「介護予防通所介護サービス費及び利用料」も含まれるものと解釈して事務処理をすることにしております。</p> <p>(2) 出納員名での払込みにつきましては、適正な事務処理をしております。</p>

所管課	介護保険料課
表題	介護保険料の収入未済及び不納欠損について
4	<p>介護保険料の滞納繰越分は、平成25年10月31日現在、調定額348,543,266円に対し、収納済額30,771,889円で、収納率は8.8%となっている。</p> <p>また、平成24年度末の不納欠損額は、116,370,950円となっており、平成22年度より減少傾向にあるものの、依然として高額である。</p> <p>督促や催告の送付等を行い収納努力をされているが、なお一層、納付意識の向上を図り、早期回収に努められたい。</p>
措置内容 (改善中)	<p>介護保険料の滞納繰越分は、平成26年度決算において、調定額368,417,117円に対し、収入額は51,728,536円、収納率は14.04%となり、収入額は前年度より増加したものの、収納率は減少しています。また、不納欠損額は131,139,201円となり、前年度までの減少傾向から一転して増加となりました。</p> <p>低所得等で納付が困難と認められる者に対しては、減免や分割納付についての相談に丁寧に応じる一方、支払い能力があるにも関わらず滞納を続いている者に対しては、滞納処分を見据えた対策として、平成26年6月より一部債権を未収金特別対策室に移管し、未収金の徴収を27年9月末まで依頼しました。なお、3月末までの徴収実績は、移管金額約1,186万円に対し、徴収額は約943万円となっています。</p>

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野田義和

2. 通知を受けた日

平成27年10月27日

3. 監査結果に関する報告

平成26年2月10日監報第11号 監査結果報告書

4. 監査の対象

健康部所管事務

○ 検討又は改善を要する事項（3項目）

所管課	地域健康企画課
表題	長瀬・荒本平和両診療所に対する診療所運営資金貸付金について
1	当課では、長瀬診療所及び荒本平和診療所に対し診療所運営資金の貸付を行っていたが、平成8年度以降、両診療所よりの返済が進んでおらず、平成25年11月末現在で未償還金総額は、897,950,000円となっている。また、現在未償還金として決算書に計上されているのは、平成8年度未償還金40,800,000円である。債権管理のあり方について検討されるとともに、早急に対処されたい。
措置内容 (検討中)	長瀬診療所及び荒本平和診療所に対する診療所運営資金貸付金につきましては、その解消に向けて両診療所運営委員会を通じて、経営実態の把握に取り組んでおります。しかし、両診療所の経営状況については、運営コストの抑制等、経営の改善に取り組んでいるものの、いまだ厳しい状況にあります。今後、各診療所より、将来の方向性、自主運営に向けての計画等の提示を受けて、その内容を検討していく中で、債権管理について取り組んでまいります。

所管課	西保健センター
表題	契約事務について
2	契約事務で、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。 (1) 当センターでは、業者とタクシー乗車券使用契約を締結している。 ところで、契約は単年度であるが、自動更新条項が記載されているもの。 (2) 契約保証金免除条項が明記されていないもの。 (3) 契約保証金免除の理由が明記されていないもの。 (4) 契約保証金免除条項が誤っているもの。
措置内容 (措置済)	(1) (2) (3) のご指摘につきましては適正に訂正いたしました。 (4) つきましては、平成27年度は契約保証金免除条項を明記し契約致しました。

所管課	斎場管理課
表題	荒本斎場の利用促進について
3	<p>荒本斎場は、昭和56年の建設当初より、荒本斎場管理委員会に運営を委託し、平成18年度以降は、指定管理者として同委員会による管理が行われているところである。</p> <p>ところで、荒本斎場の火葬件数は、平成23年度21件、平成24年度27件、平成25年度（平成25年9月末現在）は8件と、他の市営6斎場と比較してかなり低い利用状況となっている。</p> <p>今後さらなる利用促進について検討されたい。</p>
措置内容 (検討中)	<p>荒本斎場の利用促進を図るため、受入体制や受付方法を改善するなど葬祭業者等への利便性に努めてまいりましたが、大幅な利用者数の増加には至っておりません。</p> <p>現在、将来の火葬需要等に対処するため、新たな斎場の建設を基本に既存斎場の集約化（統廃合）を検討しています。</p> <p>その中で、荒本斎場を含め、老朽化する市営斎場のあり方について、効率的な運営並びに適正な配置に向けての方針（案）を検討してまいります。</p>

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市上下水道事業管理者 井上 通弘

2. 通知を受けた日

平成27年10月28日

3. 監査結果に関する報告

平成26年3月25日監報第14号 監査結果報告書

4. 監査の対象

上下水道局水道総務部所管事務

○ 検討又は改善を要する事項（4項目）

所管課	お客様サービス課
表題	水道料金の減免事務について
1	<p>上下水道事業管理者は、水道事業給水条例第36条の規定により、料金、加入金、手数料その他の費用を減免することができる。</p> <p>ところで、この減免事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>(1) 専決規程にもとづき水道料金減免申請書において決裁を行っているが、申請書の決裁権者欄が不明確であるため、決裁欄の検討をされたい。</p> <p>(2) 減免について、承認（不承認）から不承認（承認）へ変更となる場合、新たに決裁が取られていません。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>(3) 地下漏水等における水道料金の減額については、上下水道局内規第上4号「漏水減額の取扱い」に定められているが、提出された減額申請書について、様式が統一されておらず、また、記載されている減額根拠の内規番号も変更されていません。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (措置済)	<p>(1) 指摘にもとづき決裁権者欄の変更をいたしました。</p> <p>(2) 指摘の件についてはゴム印にて新たに決裁を取るようにいたしました。</p> <p>(3) 指摘の減額申請書につきましては適正な申請書に変更いたしました。</p>

所管課	収納対策課
表題	未収水道料金について
2	<p>未収水道料金の額は、平成25年12月末現在450,940,203円で、毎年多額の水道料金が未収となっている。督促状の発送や臨戸訪問等による督促を行っているが、平成24年度末で不納欠損した額は71,620,357円である。</p> <p>未収水道料金については、決算審査意見書においても述べているところであるが、財政運営上また公平性の観点からも早期回収に努め、適正な債権管理をされたい。</p>
措置内容 (改善中)	<p>引き続き口座振替の利便性（全国店舗で振替可能・市域内で転居された場合も継続して届出口座より振替）を広く周知するために、口座振替PRチラシ、口座振替申込書、返信用封筒を送付し口座普及率の向上を図っております。</p> <p>また未収金管理システムを活用し、未収金対策を強化することにより若干ではありますが、収納率が向上しました。今後も臨戸訪問の強化、月2回の給水停止を実施することにより、ご指摘のとおり公平性の観点からも未収金の早期回収を図り、収納率の向上に努めてまいります。</p>

所管課	収納対策課
表題	契約事務について
3	<p>水道料金等収納事務委託契約で、以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>(1) 上下水道使用料の収納に関する事務を業者と締結しているが、その契約書に「自動更新条文」が明記され、その後契約締結されておらず、会計年度独立の観点からも検討を要するもの。</p> <p>(2) 地方公営企業法施行令第26条の4第1項により、管理者は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、当該公金の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないが、公表されていないもの。</p>
措置内容 (一部措置済)	<p>(1) コンビニ収納の事務委託契約締結につきましては、引き続き、他市、他部局を調査し検討しているところです。</p> <p>浴場組合の集金事務委託につきましては、平成27年度より単年度で契約書を交わしております。</p> <p>(2) 平成26年度より事務所に公金の徴収、収納を事務委託している旨公表しております。</p>

所管課	収納対策課
表題	収納事務委託契約について
4	<p>水道庁舎及び中・東連絡所における水道料金等の収納事務を業者と委託契約している。</p> <p>ところで、この収納事務で、以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>(1) 地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、私人に委託しているが、当該収納事務に係る委託契約書が交わされていないもの。</p> <p>(2) 収納金は収納事務受託者名により収納取扱金融機関に払い込まれなければならないが、連絡所名で払い込まれているもの。</p> <p>(3) 水道料金等を納入した者に交付される領収証書について、収納委託しているにもかかわらず、上下水道事業管理者名と領収印が使用されているもの。</p> <p>(4) 収納事務受託者が市へ払い込む際の納入通知書兼領収書に、上下水道事業管理者の請求印が押印されているもの。</p> <p>(5) 収納事務受託者が市へ払い込む際に、納入済通知書によって払い込まれているもの。</p>
措置内容 (一部措置済)	<p>(1) 本受付業務は7月より新たに締結いたしましたが、ご指摘の水道料金等収納事務に係る委託契約書を別途締結すべきところを失念していたため、現在締結すべく、準備を進めております。</p> <p>(2) 収納事務受託者名で収納取扱金融機関に払込みするよう、払込票等の様式を変更しました。</p> <p>(3) 領収証書の領収印について、ご指摘後、収納事務委託業者名の領収印を使用しています。</p> <p>(4) (5) 納入済通知書について、水道事業管理者の請求印のことを含め、検討し改める予定です。</p>

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市上下水道事業管理者 井上 通弘

2. 通知を受けた日

平成27年10月28日

3. 監査結果に関する報告

平成26年3月25日監報第15号 監査結果報告書

4. 監査の対象

上下水道局水道施設部所管事務

○ 検討又は改善を要する事項（1項目）

所管課	配水管理センター
表題	文書事務について
1	上下水道局事務専決規程の別表第1 財務事項（水道事業）において、2,000万円を超えるものは、上下水道事業管理者と規定されているところ、上下水道局長が決裁を行っているものが見受けられた。 適正な事務処理をされたい。
措置内容 (措置済)	以後、ご指摘いただいた件を含め専決規程に基づいた事務処理を行っております。

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市教育委員会委員長 乾 公 昨

2. 通知を受けた日

平成27年10月28日

3. 監査結果に関する報告

平成26年3月25日監報第16号 監査結果報告書

4. 監査の対象

学校園所管事務

○ 検討又は改善を要する事項（2項目）

所 管 課	学校教育推進室
表 題	預金通帳の繰越金について
1	<p>学校園においては、市からの補助事業や委託事業等の受払口座として、複数の預（貯）金通帳を保管管理している。</p> <p>ところで、これらの通帳の中には、預金利息に係るものほか以前からの繰越金が通帳に残っているものが見受けられた。</p> <p>適切な整理が必要と考えられることから、その整理方法について検討されたい。（縄手中学校、縄手小学校）</p>
措置内容 (一部措置済)	<p>（独法）日本スポーツ振興センター災害共済給付金の出納については便宜上、校長名義の専用の預金口座を経由して行われている現状ですが、不要な利息が生じないような工夫や迅速、確実な事務処理が行われるよう留意し適格な保管、管理を徹底してまいります。なお、縄手小学校の繰越金については、引き続き関係部局と調整してまいります。（縄手中学校、縄手小学校）</p> <p>クラブ活動運営補助事業に係る通帳には預金利息を含む103,802円の繰越金があったので、校長には繰越金を返金するように指導し、平成26年3月27日付で納入されました。今後、適正な事務執行を行うよう校長に指導を行いました。また、平成26年3月の校園長会において全学校園に対し、出入金が明確になる口座管理を行うよう注意喚起を行いました。（縄手中学校）</p>

所管課	施設整備課
表題	学校施設の使用について
2	<p>当校では、地域の子ども会が学校施設を使用して行事を行う場合、市立学校園使用条例施行規則（以下「規則」という。）第2条第1項に定める学校施設使用許可申請書を学校長に提出している。</p> <p>ところで、学校長が許可した場合は、規則第2条第2項で学校施設使用許可書を交付することを定めているが、交付されていない。</p> <p>また、使用料については、免除の取扱いとなっているが、規則に定める減免の手続が行われていない。</p> <p>適正な事務処理をされたい。（縄手小学校）</p>
措置内容 (改善中)	<p>学校園施設の使用許可にかかる取扱いについては、毎年、年度当初に各学校に通知し、留意していただいているところです。</p> <p>また、使用料の減免手続きをする場合においても、速やかに施設整備課あてに関係書類を提出するよう指導しているところです。</p> <p>学校施設の使用許可手続きの取扱いについては、引き続き、周知徹底してまいります。</p>